

平成31年涌谷町議会定例会3月会議（第9日）

平成31年3月15日（金曜日）

議事日程（第5号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第26号 平成31年度涌谷町一般会計予算

1. 議案第27号 平成31年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第28号 平成31年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第29号 平成31年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第30号 平成31年度涌谷町水道事業会計予算

1. 議案第31号 平成31年度涌谷町下水道事業会計予算

1. 議案第32号 平成31年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算

1. 議案第33号 平成31年度涌谷町老人保健施設事業会計予算

1. 議案第34号 平成31年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算

1. 議案第35号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第36号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）

1. 議案第37号 平成31年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）

1. 請願・陳情審査報告の延期について

1. 請願・陳情

1. 議員派遣の事後報告

1. 議員の派遣について

1. 常任委員会所管事務調査等中間報告

1. 休 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
6番	只野順君	7番	後藤洋一君
8番	久勉君	9番	杉浦謙一君
10番	門田善則君	11番	大泉治君
12番	鈴木英雅君	13番	遠藤积雄君

欠席議員（1名）

5番	大友啓一君
----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	総務課長 参事兼課長	渡辺信明君
企画財政課 参事兼課長	今野博行君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君	税務課長	熊谷健一君
町民生活課長	高橋由香子君	町民医療福祉センター長	大友和夫君
町民医療福祉センター 総務管理課 参事兼課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君	町民医療福祉センター 健康課長	紺野哲君
農林振興課 参事兼課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者心得 兼会計課長	木村敬君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局長	瀬川晃君
教育委員会教育長	佐々木一彦君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱海潤君
生涯学習課 参事兼課長	達曾部義美君	生涯学習課参事	佐々木健一君
代表監査委員	遠藤要之助君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
主事	高橋和生	主事	日野裕哉

◎開議の宣告

(午前10時51分)

○議長(遠藤稔雄君) 予算審査特別委員会の審議、大変ご苦労さまでございました。

久委員長、自分の体を顧みないで大変ありがとうございました。また、杉浦副委員長におかれましては、初めての登壇の中で本当に見ごとに采配を振るっていただきました。大変感謝申し上げます。

直ちに本会議を開会いたします。

開会いたしますが、直後でございますが休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長(遠藤稔雄君) ただいまより本会議を改めまして開会いたします。

4番。

○4番(稲葉 定君) 発言の許可をいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長(遠藤稔雄君) どうぞ。

○4番(稲葉 定君) 許可をいただきありがとうございます。

今定例会の30年度補正予算の修正動議の提出に際し不備があり、提出撤回としました際、参与の皆様及び議員各位に多大な時間的ロスをさせ、また、余分な作業を強いてしまい、ここでおわび申し上げます。今後、このようなことがないように十分注意いたします。どうも申しわけありませんでした。

○議長(遠藤稔雄君) ただいま先日の30年度一般会計補正予算審議に際し、4番議員より予算修正の動議が書面をもって出されたわけではありますが、動議が成立しましたので私としても直ちに提案者に対する説明を求め、質疑を経て採択すべきでありました。しかし、予算案の修正ということで、その内容に心配な点もあり、議運を開かせていただきましてその内容を精査しましたところ不備があり、この不備が翌日まで整いませんでしたので取り下げということになりました。議長といたしましても、予算案という大変重い修正でございますので、このような議員の思いを形にしてやりたいなと思っておりまして、結果として皆様の貴重な時間を費やしてしまいました。議長としての不手際でもございますので、深くおわび申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。

5番大友啓一議員から欠席の届け出が出ております。



◎議事日程の報告

○議長(遠藤稔雄君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

◇

◎議案第26号から議案第34号の採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、議案第26号 平成31年度涌谷町一般会計予算から日程第9、議案第34号 平成31年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会、久委員長から審査結果の報告を求めます。委員長。

○予算審査特別委員会委員長（久 勉君） それでは、審査の結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第26号 平成31年度涌谷町一般会計予算から議案第34号 平成31年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算まで9件を審査いたしました。いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、議事録を添えて報告いたします。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 大変ありがとうございました。

ただいまの予算審査特別委員会、久委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。各会計ごとの討論は既に予算審査特別委員会で行っておりますので、一括討論といたします。討論ございませんか。6番。4番。（「賛成」の声あり）賛成ですか。（「賛成です」の声あり）それでは6番から。

○6番（只野 順君） それでは、まず最初に、議案26号 涌谷町一般会計予算に対しまして賛成討論をさせていただきます。

平成31年度予算は、財政非常事態宣言を出し、町民の皆様にも多大な心配と不安を与えた中、懸念されていた財政調整基金の9,000万円を取り崩しての予算編成となったところでございます。しかしながら、民間の皆さんによる空き家を活用して観光拠点、宿泊施設が整備運営される、あるいは地域おこし協力隊員がこれまで地域資源の発掘、開発を進めてきたことの具現化も含め、観光振興の拠点になることの期待も大きい。さらに、子供の成長を支えるまちづくりを目指して、学童クラブの新築事業では、八雲児童館と第一小学校で行われてきた保育事業に新たな教育環境での子育て支援となります。これまでの劣悪な環境からの脱却となります。また、ことし10月以降の消費税増税で、地域経済が冷え込むことが予想される中、税収に与える影響が心配される中での財政運営であります。一般会計から水道事業や病院事業への繰り出しで、課題は明確になりつつあります。行財政改革を参与の皆さんを初め、職員がしっかり意識しながら予算の執行になる。そして、胸を張って仕事する1年となるよう、今年度予算に賛成をして討論といたします。

さらに、議案第32号 国民健康保険病院事業会計に対して賛成討論を行います。

大友センター長を中心に、経営健全化に向けて具体的な目標を立て、早急に進めている。これまで病院を中心とした医療、保健、福祉、介護による地域包括ケアシステムの中心的存在である病院運営の不安は直接町民の命を守るかなめであります。経営の立て直しと町の規模にあった病院の検討を実施するとしておりますので、本年

度予算の執行を行いながらの改革となります。これまでの地域包括ケアシステムの構築による取り組みは、全国的にも大変誇れる事業であると思います。病院部門の改革を期待して賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（遠藤稯雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 31年度一般会計当初予算については、機械的に1割カットの事業が多く見られ、時間的な余裕がない中での各課の歳出削減の数字合わせの部分が多々あったと思います。財政危機宣言の発令により緊縮予算になったんですが、見せかけだけの当初予算とせず、これまでの事業の見直しも含め意識を根本から改めて執行に当たっていただきたい。地域振興公社の貸付金返還の件も、決して性急にははいけません。約束を守るのは法治国家であるこの国にある者として当たり前のことであります。ゼロベースからの見直しをしなければ1万6,000人の町民は納得できるはずがありません。町民の血税が注入されているのだということをもっと最初に考えてみればわかるはずでございます。繰り返しになりますが、せいきはありませんので、必要な部分のみの執行になることを望み、賛成討論といたします。

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号 平成31年度涌谷町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案の決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。よって、議案第26号 平成31年度涌谷町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成31年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。よって、議案第27号 平成31年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成31年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。よって、議案第28号 平成31年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成31年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。よって、議案第29号 平成31年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成31年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第30号 平成31年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成31年度涌谷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第31号 平成31年度涌谷町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成31年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第32号 平成31年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成31年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第33号 平成31年度涌谷町老人保健施設事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成31年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第34号 平成31年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第35号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） ただいま全議案可決いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、議案第35号の提案の理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の一部改正が平成31年2月1日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、国家公務員と同様に地方公務員についても時間外勤務の上限設定を行う必要があるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書1ページ、新旧対照表につきましても1ページをお開き願います。

議案第35号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由でも申し述べましたが、国家公務員におきまして、時間外勤務命令を行うことができる上限を定める人事院規則の一部改正が行われ、4月1日から施行されることに伴い、地方公務員についても国家公務員と同様の措置をする必要があることから改正するものでございます。

新旧対照表を見ていただきたいと思います。

第8条で正規の勤務時間以外の時間における勤務ということで、時間外勤務について規定されておりますが、第8条に第3項といたしまして、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるとしまして、規則への委任規定を追加するものでございます。この委任規定により規則で定める内容といたしましては、国家公務員と同様に時間外勤務命令を行うことができる上限等を定めるものでございます。基本といたしましては、1カ月45時間、1年で360時間とするものでございます。

議案書1ページを見ていただきたいと思います。

施行期日でございますが、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第36号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第36号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ126万円を増額し、総額を77億5,765万7,000円にいたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入におきましては、昨年度に発生しました公金紛失に係る職員の損害賠償額が確定したことから、弁償金の増額及び今回の財源として財政調整基金繰入額を増額いたそうとするものでございます。歳出におきましては、衛生費において予防接種経費について年度末までの見込みにより増額いたし、交際費において今年度の災害援護資金貸付償還金が確定したことにより増額いたし、諸支出において歳入にもございました公金紛失に係る賠償金について、未収となっている繰越金へ補填する経費を増額いたすほか、平成29年度に行った職員の自主補填金については返還することとしたことから増額いたそうとするものでございます。公金紛失という重大案件について議員の皆様のみならず、町民の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、町政を預かる身として改めておわび申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 企画財政課長より順次説明をお願いします。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、6ページを、7ページをお開きください。

18款2項1目財政調整基金繰入金93万4,000円を増額でございますが、今回の補正の財源とするものでございます。なお、残額につきましては、後ほどご審議いただきます平成31年度の補正予算第1号のほうで、その時点での残額をお話いたします。

以上です。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 20款諸収入5項6目1節④職員賠償金で32万6,000円を増額でございます。

内容といたしましては、ただいま町長の提案理由にもありましたが、平成29年7月3日及び平成30年3月6日に発生いたしました公金紛失に関する職員の賠償金でございまして、平成29年7月の14万円と平成30年3月の17万1,000円、合わせて31万1,000円に遅延利息1万5,000円を加えたものとなっております。

このことにつきましては、平成30年12月28日に監査委員に対し地方自治法第243条の2第3項に基づく職員の賠償責任に関する監査をお願いいたしましたところですが、平成31年2月22日付でその監査結果の報告を受けましたので、平成31年3月12日付で当該職員に対し賠償請求を行ったものでございます。

この監査結果報告の内容といたしましては、平成29年7月3日の14万円と平成30年3月6日の17万1,000円、合わせて31万1,000円を損害額としております。賠償責任の有無につきましては、監査請求の対象となる職員は、法第243条の2第1項に規定する会計管理者、会計管理者を補助する職員、これは現金出納員であったり、現金取扱員をいいます。それから、会計課の会計職員ということです。それに、資金前途を受けた職員等とされております。

税務課の職員には現金取り扱い等の辞令が発令されていないことから賠償責任を有する者とは認められず、また、本来でありますと税務課長には現金取扱員の辞令を発令すべきところでしたが、平成29年4月の異動時に辞令を出すことを失念していたため、会計管理者の事務を補助する職員とは認められないということで、前会計管理者及び会計班長が不適切な公金管理により町に損害を与えたとして損害賠償責任を有するとされたものであり

ます。この辞令の出し忘れにつきましては、人事担当としての総務課の責任であります。大変申しわけございませんでした。今後このようなことのないよう十分注意してまいります。

それから、税務課職員については、現金取扱員の辞令を交付すべき職責を明確にしていなかったとの監査委員からのご意見をいただいておりますが、このことにつきましては、現在、現金出納員及び現金取扱員の任命に関する規定を整備しているところでございます。

損害賠償額につきましては、会計管理者兼課長であった前会計管理者は、会計管理者としての出納事務に関する責任が重大であるということで80%、会計課長としての指揮監督義務の怠慢として12%、合わせて92%。会計班長については掌理する事務の範囲内における事故であり、それを防止できなかった責任として8%の賠償率とされたものでございまして、3月12日付で損害賠償の請求通知を行ったものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 8ページ、9ページをお開きください。

4款衛生費1項2目細目1、予防接種経費19の④補助交付金39万9,000円の増額ですが、予防接種助成金です。ロタウイルスワクチンなど、任意の予防接種件数が多く、予算が不足することから増額をお願いするものでございます。

終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 12款公債費1項1目2、災害援護資金貸付金償還元金51万5,000円の増額ですが、借り受け人から繰上償還があり、県への償還計画を変更いたしました。同時に歳出予算の増額補正をしなかったため、今回追加で補正することになりました。大変申しわけありませんでした。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、13款諸支出金3項1目細目1、諸費で34万6,000円の増額でございますが、この歳出におきましても公金紛失に係る損害賠償に係る内容となっております。

22節①補償補填及び賠償金の現金不足額補填金として31万1,000円を措置いたし、23節①償還金、自主補填金返還金につきましては、平成29年7月の紛失の際に前会計管理者及び会計班長が自主補填した分を返還いたすものでございます。

この内容といたしまして、議案第36号資料として配付しておりますので、見ていただきたいと思っております。平成30年度の予算状況というふうになっておりますが、平成30年度予算の現在の状況といたしましては、平成29年度からの繰越金に亡失した31万1,000円が現金として不足している状態になっております。今回、亡失による現金不足額の賠償責任が決まりましたことから、先ほど歳入の際に説明いたしました。職員からの賠償金31万1,000円と遅延利息1万5,000円を加えた32万6,000円を賠償金として計上いたしております。

歳出におきましては、1つが22節①で現金不足となっている繰越金に充てるため、補償補填及び賠償金として31万1,000円を措置しております。この資料からいいますと、歳出の諸支出から30年度の繰越金の31万1,000円に充てるというふうなものでございます。

それから、もう一点が、23節の①の償還金でございますが、前管理者及び会計班長が補填した分を本人に返還いたすものでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入りますが、一括質疑でございます。質疑ございませんか。1番。
- 1番（竹中弘光君） 今の収入の職員賠償金についてお伺いいたしますけれども、もう一度確認なんですけれども、29年度と30年度に合わせて、両方で合わせた額の負担割合を2人だけに賠償させたということによろしいんでしょうか。
- 議長（遠藤稔雄君） 総務課長。
- 総務課参事兼課長（渡辺信明君） 事件があったのは平成29年度と30年度でございますけれども、年度で言えば29年度の事件となります。その分の賠償金を2人にしたということでございます。
- 議長（遠藤稔雄君） 1番。
- 1番（竹中弘光君） 済みません、ここに、ちょっと認識不足なんですけれども、合わせて31万1,000円ということは2件の部分だと解釈したいんですけれども、29年度部分だけで、今の課長の答弁ですとこの部分の負担割合ということなんですけれども、もう一度、この32万6,000円の内訳ですね、今、遅延損害金も含めてという部分もあるんですけれども、その部分の両方に係る部分を2人だけなのかということなんですけれども。
- 議長（遠藤稔雄君） 総務課長。欠損繰り越しと、それから、それに遅滞利子という形で説明してください。
- 総務課参事兼課長（渡辺信明君） 先ほどもお話し申し上げましたが、損害賠償金としては2回で31万1,000円の損害額、それに対して遅延利息を含めた、1万5,000円分を含めて32万6,000円となるものでございます。賠償するのは2人だけです。
- 議長（遠藤稔雄君） 1番。
- 1番（竹中弘光君） 申しわけございませんでした。なぜ、そういう質問したかといいますと、やはりこの部分につきましては、要は担当であるからその部分の賠償責任は仕方ないと思うんですけれども、やはりそれを管理する管理者の責任もやっぱりあるべきだと私は考えるわけです。その部分におきまして、町長についてはその責任をとって給与の50%の返却ということで、それなりの責任をあらわしているわけでございますけれども、やはりそれをその次に管理する副町長が、その責任というわけではないと思いますけれども、退職しましたと、それはそれでいいんですけれども、その時点ではそこに属していたわけでございますので、私は副町長にもその部分の中で賠償金の責任を求めるべきと考えますけれども、いかがでしょうか。
- 議長（遠藤稔雄君） 総務課長。
- 総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回の賠償責任につきましては、地方自治法に基づく請求といったことございまして、請求できる対象職員というのが先ほど説明いたしました、会計管理者とその会計管理者から事務を委任されている会計職員というふうになっておりますので、それ以外の職員に対してはこの自治法上からは賠償責任の請求というのはいけないというふうになっております。
- 議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。2番。
- 2番（佐々木敏雄君） 先ほど税務課職員に現金取り扱い等の辞令は公布していなかったという説明があったんですけれども、もし、それを発令していた場合には税務課職員にもその賠償責任があるのかどうか確認しておきます。
- 議長（遠藤稔雄君） 総務課長。
- 総務課参事兼課長（渡辺信明君） 税務課職員に現金取扱員等の発令をしていればということなんですけれども、対

象にはなつたと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） そうであれば、満額を2人の職員ではなくて、そちらに波及する可能性もあるわけで、それを発令しなかった総務課の責任もあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） もともと税務課につきましては、税務課長には現金取扱員を出していただいて、それ以外の職員については税務課長の管理下の職員ということで出していなかったわけでございます。ただ、税務課長に出すべきものを出していなかったということでの責任は当然総務課にあります。それについては、大変申しわけなく思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） ちょっと繰り返しになっちゃいますけれども、税務課長には現金取扱員の辞令は出ているということで、それであるけれども今回は該当しないと解釈したらいいのか、出ていなくて該当しないということなのか確認します。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 本来は出すべきところを出さずにいたということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 監査結果、監査委員さんがこの件に関して監査を行っておりますけれども、対象者は皆さん先ほど会計管理者と会計班長に92%と8%ということでございます。税務課関係は現金取り扱いの辞令を出すべきところを失念していたということで、今回はその対象には入っていないということだったんですが、やはりそうすると、今の前者もお話ししましたが、総務課の、やっぱり総務課の非常に重大な案件であると思っておりますけれども、その点についてもう一度お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回の件につきましては、税務課職員全部ではなく、今まで出てきたのが税務課長だけでしたので、その税務課長に本来出すべき辞令を出さなかったということでの総務課の責任はあるということで、その分について、監査する際にも重大な影響を及ぼしたということで、総務課長、それから当時の課長補佐、それから今の課長補佐に対して厳重注意、訓告の処分を受けたところでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。6番。

○6番（只野 順君） 職務で、そして辞令を公布して、そして現金取扱員の辞令という流れもありますし、それからやはり取り扱いに関する もあります。やはりこの辺は職員サイドでも理解していないのかなというのがあります。税務課の課長初め、そういったものに関しても慣例で、あるいは漫然と仕事しているような状況が見受けられますし、このことに関して口頭注意ということでありましたけれど、やはりもう少し責任の範囲を明確にすべきであろうと思います。2人だけじゃなくて、今後その課の体制の見直も含めまして、やはり明確に出して、そして各課長も含め検討すべきことと考えますが、もう一度総務課長、そのところお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） この会計職員につきましては、きのうの特別委員会の中でもお話しさせていただきましたが、これまで現金出納員、現金取扱員の2名について明確になっていないということから先ほども申し上げましたけれども、任免に関する規定等を今整備中でございますので、今後はこのようなことがないように十分注意してやっていきたいと思っております。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。10番。

○10番（門田善則君） 職員の賠償請求の件であります。いろいろ前者も言われておりますけれども、私としては結果的にそういう法律といいますか、あって、監査委員さんの指摘を受けて損害賠償請求となって、2人の方からそれをいただくということになったということでの報告でこういった予算書ができたわけですが、私としては、普通の人間として考えると、かわいそうだなというのがまず1点です。たまたま町長から命令、命令っていか辞令を公布されて、その担当職員になった。また、担当課長になった。そして、取扱責任者になったということで、それで公金が紛失された。法律上はそういった賠償請求は成り立つんでしょうけれども、私は議員の個人としても、また、町民からしたらどうなのかわかりませんが、私個人としてはかわいそうだなと、たまたまその命を受けてその場所にいたためにそういったことが起きて、1人で課長が30万も払わなきゃないと、そういうこと、起きてしまってからこういうこと言うのはなんなんですけども、本当にかわいそうでなりません。私が仮に議員でなければ寄附行為が成立するんで、議員は寄附はできませんけれども、そういうふうにしてあげたいという思いにも駆られます。ですから、そういった意味では、総務課で本来ならやるべきだったことをしていなかった、その責任は嚴重注意だけは、法律に基づいての嚴重注意はいいけれども、やっぱり課長会というか、仲間として考えたときには人間としてどうなのかなと、そのことを申し添えたいというふうに思うんですが、総務課長、その辺についてはいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回の損害賠償につきましては、私も門田議員と同じような思いでおるところでございます。先日も警察のほうに行って捜査状況について伺ってきたんですけども、捜査の進展ってというのはないということですが、誰が取ったかどうかわかりませんが、そういった中で仕事をしなければならぬという部分については私自身も、何ていうんですかね、同じ職員として耐えられない部分がありまして、早期に解決してもらえよう願ってきたくところでございますけれども、気持ちとしては門田議員と同じ思いでいるということでご承知いただきたいと思っております。

終わります。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第36号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数でございます。よって、議案第36号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

このまま昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第37号 平成31年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第37号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ115万1,000円を増額し、総額を66億6,574万4,000円にいたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出におきましては、国においては風疹の抗体保有率が低い世代を対象とした抗体検査及び予防接種を推進しており、当町においても対応すべく準備経費を増額いたし、歳入におきましてはその財源として国庫支出金を増額し、不足する財源として財政調整基金繰入金を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 議案第37号 平成31年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、風疹に関する追加的対策に関する対応でございます。風疹について2018年夏ごろから関東地方で患者の報告数が大幅に増加し、その後、大都市圏を中心として全国的に流行が続いており、感染拡大防止のために速やかな対応が求められていることから、厚生労働省が追加的対策を行うこととしたものでございます。

内容といたしましては、これまで予防接種の実施がなく、抗体保有率の低い39歳から56歳の男性に対し、効率

的に予防接種を実施しようとするものです。実施方法としましては、対象の方にクーポン券を発行し、事業の周知と確実な抗体検査及び予防接種を行おうとするものでございます。

議案書6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

15款国庫支出金2項3目1節特定感染症検査等事業費補助金57万4,000円の追加ですが、風疹の追加的対策事業に関する保持金で、事業費の2分の1が措置されるものでございます。

19款繰入金2項1目財政調整基金繰入金57万7,000円の増額につきましては、今回の補正予算の財源とするものでございます。

補正予算成立後の年度末残高は4億3,872万9,000円となるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

4款衛生費1項1目細目2、保健衛生事務経費、13節委託料81万円の増につきましては、健康管理システムの回収委託料で、抗体検査の結果や予防接種状況を管理する機能などを追加する改修を行うものでございます。

2目細目1、予防接種経費12節役務費4万5,000円の増については、抗体検査や予防接種の支払い業務を代行する機関への費用決済の手数料です。

13節の委託料29万6,000円の増については、風疹抗体検査等のクーポン券の発行業務を委託するものでございます。今回風疹の抗体検査及び予防接種の費用については既に当初予算に計上しておりますがクーポン券を発行するという追加対策の実施方法について厚生労働省から示されたのが1月下旬、そしてまたクーポン券の様式などの詳細が示されたのが2月の下旬だったことなどが今回の補正とした理由でございます。

また、30年度の補正ではなく、31年度の1号補正としましたのは、実施時期につきましても繰り越しは補助事業として認められず、4月からの速やかな実施が厚生労働省から働きかけられたことから追加の提案としたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。一括質疑でございます。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第37号 平成31年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 平成31年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎請願・陳情審査報告の延期について

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、請願・陳情審査報告の延期について。

かねて総務産業建設常任委員会に付託しておりました平成30年陳情第13号 上郡地区への鶏舎建設中止を求める陳情書についての報告の延期についてを議題といたします。

ここで委員長の説明を求めます。総務産業常任委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（門田善則君） それでは説明をいたします。

陳情第13号、総務産業建設に付託されておりました上郡地区住民から出されております鶏舎建設中止にする陳情について、当委員会として調査をしてまいりましたが、建設主のほうから5月に新しい鶏舎が建設されるというお話の中から、それを視察し、決定するべきではないかというような委員会の話があり、今回3月に上程しようと思っておりましたけれども、6月議会のほうに提出させていただくことに委員会のほうでなりましたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。ただいまの総務産業建設常任委員会、門田委員長から説明がございましたように、付託の件につきまして、次期定例会6月会議まで報告を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、総務産業建設常任委員会に付託中の平成30年陳情第13号 上郡地区への鶏舎建設中止を求める陳情書についての報告については、次期定例会6月会議まで延期することに決定しました。

◇

◎請願・陳情

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりでございます。

陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める。

陳情第2号 宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書。

陳情第3号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書については、配付いたしましたのでご了承願います。

◎議員派遣の事後報告

○議長（遠藤稔雄君） ここで、諸般の報告を行います。

議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので、ご了承いただきます。



◎議員の派遣について

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（今野千鶴君） 朗読いたします。

議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び涌谷町議会会議規則第120条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

なお、変更については議長に一任する。

平成31年3月15日

涌谷町議会議長

記

1、件名、町村議会議長・副議長研修会。

目的、町村議会の資質向上のための研修会。

派遣場所、中野サンプラザ、東京都中野区。

期日、平成31年5月28日火曜日。

派遣議員、副議長、鈴木英雅。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第120条の規定により、ただいま朗読いたさせましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については派遣することに決しました。



◎常任委員会所管事務調査等中間報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程第16、ここで常任委員会所管事務調査等中間報告をいたします。

議会活性化において所管事務調査報告を年度ごとに報告することになっております。

広報広聴常任委員会、只野副委員長、お願い申し上げます。

○広報広聴常任委員会副委員長（只野 順君） それでは、お配りしておりました広報広聴常任委員会の委員会活

動中間報告を報告させていただきます。

きょう、委員長が所用でおりませんので、かわりに副委員長の只野が所掌事項の内容、そして活動の報告の意見まで報告させていただきます。

まず、広報分科会、そして広聴分科会という形で活動を行ってきております。

活動の目的は、議会広報紙の編集、発行において各地域において議会座談会を開催することにより、町民の方々への説明責任を果たし、町政のさまざまな課題に柔軟に対応するとともに、各地域において議会で議論された内容を説明し、議会活動を町政に対する意見、要望、提言を聴取するとしております。

活動の結果、6ページ、裏側ですが、議会広報紙の編集、発行並びに3月議会、9月議会の開催後、年2回各地域において議会懇談会を開催し、議会で議論された内容を説明し、議会活動を行ってきております。

広報分科会に関しましては、議会だよりわくやの発行をもってこれまで行ってきております。基本的には住民に議会活動を正しく理解していただき、身近に感じられる信頼される広報紙づくりということでつくり上げてきております。

広聴分科会におきましては、平成21年度から開かれた議会として年2回議会報告会を実施してきておりますが、数年同じ形式の報告会となっており、マンネリ化していたところから、平成29年2月に議会とは何か、議会報告のあり方について、ファシリテーションを習得するをテーマに3日間にわたって議員の研修会を実施したところでございます。それを機に、平成29年5月の議会報告会から議会懇談会に名称変更するとともに、形式を対面方式からファシリテーション方式とし、テーマについては人口減少に歯どめをかけるから、今後の涌谷町、どんな町にしたいですか、夢を語ろうという方向に変更するなど、今までと違う方向性で施行してきたところがございます。

平成30年12月には涌谷高校の高校生との懇談会を実施し、高校生の視点により町政の新たな課題を検討し、そのお話を聞いて、これまでにない取り組みをしてまいりました。今後も高校生と機会があれば懇談会を開催していくという方向でございます。

また、同じく12月に質問力の向上ということで、不穏当発言の取り扱いをテーマに議員研修をしたところがございます。

それぞれ、議員の資質向上と議会活動の活性化の方向で資することができたと考えております。

議会は今まで以上に所管事務の調査を住民目線で捉え、住民と語り合いながらそれぞれどのように委員会活動に生かし、活性化させられるかが求められております。今後とも、よりよい議会懇談会を目指し、開催方法等を検討するとともに、年間を通して議会基本条例や質問力議会力関係についての研修会を実施していくとしております。

以上、報告といたします。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で常任委員会所管事務調査等中間報告は終了いたしました。



◎休会の宣言

○議長（遠藤釈雄君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会3月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、あす3月16日から12月27日までの287間を休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、あす3月16日から12月27日までの287日間を休会とすることに決しました。

散会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今回は一般会計、特別会計、企業会計、全会計可決されましたが、それぞれの会計においてさまざまな心配な点がございます。こういった中で、今議会は町民の皆様からお預かりしている大事な公金を涌谷町の身の丈に合わせて慎重に大事に使っていかねばならないという基本的なことを考えさせられた議会でした。どうか、執行部におかれましては、その点をさらに自覚されまして、より良い行政執行をされていかれますことを心からご期待申し上げまして、一言のご挨拶といたします。

大変ご苦労さまでございました。

これで散会いたします。

散会 午後 1時17分